

川崎市告示第522号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、総合研修センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第10条第3項の規定により告示します。

令和7年10月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称、所在地及び指定管理者
（名 称） 総合研修センター
（所 在 地） 川崎市川崎区日進町5番地1
（指定管理者） 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

- 2 指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで